

事例から学ぶ

介護事業者の事故対応

転倒回避のために腕を握ったらアザになり虐待の疑い

- 事故でなければ報告書は不要か？ -

■ 転倒回避で付いたアザと主張したが・・・

Mさんは特別養護老人ホームに入所している、車椅子使用の84歳の男性です。認知症が重く職員が言うことはほとんど理解できません。ある日、トイレ介助中に、Mさんが便座の移乗中にガクッと膝折れしてバランスを崩しました。介護職員は慌てて、Mさんの右前腕の手首に近い部分を強く握ってしっかり支えたことで転倒は回避できました。

職員はMさんの腕の骨折を心配して、ナースを呼びましたが経過観察の指示を受けました。翌日介護職員がMさんの腕を見ると、昨日強くつかんだ腕の部分が紫色のアザになっていました。ナースには報告しましたが、事故報告書は提出しませんでした。すると、夕食時に面会に来た娘さんがMさんの腕のアザを見つけて、「縛ったようなアザがある」と申し出がありました。相談員が介護職員に事情を聴いて、「転倒回避のために腕をつかんだことが原因」と説明しましたが、「信用できない。事故報告書を見せてください」と報告書の提出を求められました。

看護記録と患部の撮影は看護師の義務

■ 事故ではない場合の記録は？

家族は施設内で発生したことを、施設側の報告でしか知りようがありません。不審な傷やアザと家族から指摘を受けた時に、説得力がある記録は看護記録です。本事例と同じような、ある施設で起きた「不審なアザ事件」では、詳細な看護記録と患部の写真で、次のようにして家族の納得を得ることができました。

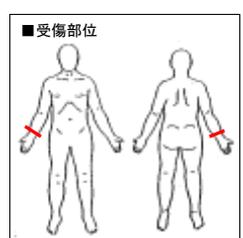
今回の事例では、病院を受診していない上に家族連絡も入れていませんし、事故報告書も起票されていません。家族は執拗に「誰か職員が縛って虐待したのだ」と追及することでしょう。

「介助中に転倒しそうになったので、腕を強くつかんだ」という、証拠はどこにもなく、家族に虐待を主張されても施設では抗弁する余地もありません。家族は「事故だという証拠が見せられないのであれば、役所に通報する」と言われたそうです。

■ 証拠能力はなくても説得力があれば良い

ほかの施設では「職員が必要以上に腕を強くつかんだことが、結果的に虐待行為と思われるようなあざになった」として、報告書を作成することにしました。この報告書の作成中に、アザの位置を確認するため看護記録を見ると、右図のような受傷部位と受傷状況の記録がありました。また、看護師が、傷とアザは経過観察中の変化を確認するため、デジカメで写真を撮っていたことがわかり、すぐに家族に説明しました。幸い家族はこの説明に納得してくれたのです。

看護師は「施設側の記録では証拠能力は無いと思ったので出さなかった」と言いました。もちろん、裁判で争うような場合には、施設側の記録の証拠能力には疑問があるかもしれませんが、読んだ家族がその記録に信ぴょう性があると思ってくれば良いのです。



■ 受傷状況

転倒しそうになった時、介護職員Sが支えよう強く握ったため骨折の可能性あり。経過観察。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部 市場開発室
担当 堀江・窪田 TEL 03-5789-6456

担当課・支社 代理店